2018.10.25 第**75号**

家庭問題情報誌

編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



《目 次》

平成家族考75《離婚率の変動を読み解く》1~3頁 アラカルト《コーニンのグループワークグリッド》4~5頁 海外トピックス《人は施設の中では生きられない》6~7頁

◆平成家族考 75

離婚率の変動を読み解く

今も、結婚する時には一生添い遂げるとか、幸せな家庭を作るとか言ってそのための努力をしてもいろいろな事情で不和や葛藤が生じて、離婚せざるを得ないことも多くあります。離婚の理由もDV、モラルハラスメント、異性関係、性格の不一致等様々です。しかし、時代を遡って見てみると、結婚観や離婚観は、これらに対する意識や家族観の変化、経済的、社会的変化、法制度の影響を受けて、変化しているのではないかと思われます。離婚の増減をみる方法として離婚率という考え方があります。離婚率とは、人口1000人当たりの離婚件数比を算出したものです。厚生労働省が発表した人口動態統計によりますと、平成29年度の離婚件数は21万2262件で、離婚率は1.70となっています。離婚率でみますと、人口1000人当たり1.70件が離婚したということです。本稿はこの離婚率をもとに、日本の離婚が時代とともにどのように、変化をしてきたかを考えてみます。

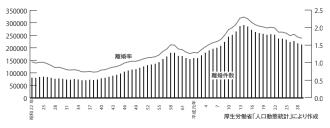
はじめに

図1はわが国の離婚件数と離婚率の推移をあらわしたものです。

グラフに現われる離婚件数や離婚率の変動には、婚姻、離婚に対する意識や家族観の変化、経済的、社会的変動の影響など、さまざまな要因があるとの指摘があります。ただし、婚姻や離婚について考える際には、そもそも、われわれ日本人が抱く婚姻や離婚に対する意識、国民性についてもう少し長いスパンで考察する必要があるのではないかと思います。

つまり、日本国民の離婚に対する意識やその変遷をたどるためには、もう少し歴史を遡る必要があると考えます。そこで、戦前の特に明治、大正期の離婚率はどうであったのか、更に遡って江戸時代ではどうであったのかについても、できるだけ統計的資料に徴して、社会心理学、家族心理学的な分析ができればと思います。

図 1 離婚件数及び率の年次推移



ところで、離婚件数などの統計が集計されるようになったのは明治13年といわれています。ただし、年間を通じての統計として整備されたのは明治15年からのようです。それらは統計院の「帝国統計年鑑」や厚生労働省の「人口動態統計」にまとめられています。また、江戸時代のそれとしては、「宗門人別改帳」があります。「宗門人別改帳」とは徳川幕府がキリシタン禁止令の徹底を図るために、江戸時代のすべての人民をいずれかの寺の檀家として帰属させて、その宗派を役人が確認した結果を記載



した帳簿ですが、これは戸籍に代わるものとして高い資料的価値があります。

1 江戸時代の離婚

江戸時代の離婚率は前述した「宗門人別改帳」によると4.8程度であったという調査結果もあります。 この数字は現在の世界離婚率ランキングで断トツのロシアの4.50を上回っています(注1)。

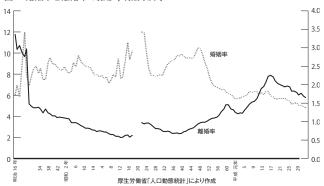
江戸時代に、離婚率の高かった明治初期(明治 16年の離婚率 3.39) よりも更に離婚率が高かっ たのは、いくつかの要因が考えられます。江戸時代 の結婚観として、夫婦は一生涯添い遂げなければな らないといった意識が希薄であったことが考えられ ます。嫌いになったり、相性が合わないと判断すれ ば離婚すればよいという風潮や選択肢があったこと だと思われます。つまり、離婚に寛容で、永続的結 婚観がそれほど強くなかったということです。また、 江戸時代にも裁判離婚という制度はあったようです が、実際には協議離婚が圧倒的に多かったことと、 その手続きにおいても、一方(原則として夫)から、 いわゆる三行半(みくだりはん)と呼ばれる離縁状 (縁切り状)を相手に交付することで簡単に離婚が 成立したため離婚を容易にしたと考えられます。た だ、私たちは三行半と聞くと、紙きれ一枚で簡単に 女性を追い出す冷淡で非情な男性社会を想像しま すが、実際はそのようなものではなかったようです。 庶民の家族では三行半を交付するまでに当人同士 で協議が尽くされていたようですし、女性は夫や夫 の家に縛られるというようなものではなく、もっと 自立していたようで、江戸時代の離婚はむしろ女性 上位、女性主導であったともいわれています。江戸 時代は、いわゆる女性の労働力の評価も高く、結 婚後も、いわゆる共働きでした。江戸時代はこれを 『銘々働き』と言い、男女それぞれが経済的に自立 していたようです。さらに、三行半には一応の定型 のようなものがあり、「さまざま事情から離婚する ことになったこと」と、「再婚を妨げる事情は一切 ないということ」を記載するようになっており、具 体的になぜ離婚に至ったかなど離婚事由に触れるこ とはなく、相手を非難することもありませんでした。 つまり、三行半は離婚をしたという証明であると同 時に、相手が再婚することを保証する証明でもあっ たようです。ただし一方では、法制的には男子専権 離婚であり、離婚権の無い女性にとっての尼寺が縁 切寺になっていたという実態もありました。

また、婚姻に際しては、女性が持参金を準備する というしきたりがありました (注2)。持参金は5両 とも 10 両ともいわれていますが、離婚時は持参金 の返済が義務づけられていたそうで、返済がない場 合は離婚は認められず、離婚後の女性の生計維持 や再婚にも支障のないように保障がなされていました。

2 明治における離婚の状況

明治初期以降の婚姻率、離婚率を集計したものが図2になります。

図 2 婚姻率と離婚率の推移(明治以降)



明治時代初期の離婚率が高かったのはこうした江戸時代の流れを引き継いでのことと考えられます。 江戸から明治になっても庶民の結婚観は急激な変化はみられず、離婚については寛容な風潮が続いたと思われます。当時の結婚は、その大半が嫁入り婚であり、妻は夫の両親と同居する形態が主流でした。そのため、舅や姑が嫁が気に入らないとか、家風に合わないと判断すると、有無をいわさず離婚を言い渡されてしまうことが多かったことが挙げられます。そして、本人たちに問題や離婚の意思がなくても離婚事由そのものが問われないのですから離婚させられたということになります。

さらに、離婚の手続きそのものがかなりルーズであったことも指摘されています。当時の戸籍の運用について、「事実上夫婦が別居しているときは、周辺社会は離婚したものとみなし、役場はその戸籍に離婚と記入した。戸籍制度がまだあいまいだったので、届け出はしなくてもよく、所属する役場が事実をみて、『離婚』と認めればそれで済んでいたようである。」(注3)としています。

ところが明治後期になって離婚件数や離婚率が減少していますが、これは明治31年6月21日に明治民法が公布されたことと関係しているといわれています。民法公布によって離婚を届け出することが義務付けられたこと、さらに、その場合は本人だけではなく、戸籍に掲載されている親族が連名で申し出るように義務づけられるなど手続きが厳しくなったことの影響が大きいといわれています。具体的には第1点として、25歳未満の者が協議離婚する際は、婚姻時に同意した者の署名が必要になったことです。当時、妻が25歳未満の離婚がかなりの割合を占めていたと考えられています。第2点として、法律上、離婚は夫婦二人だけの問題になり、親、

親族等の介入が排除されたということです。それま では、離婚訴訟において、父母、親戚が共同原告 になることが義務づけられており、離婚は夫婦の問 題というよりは、家の問題として捉えられていまし た。明治民法公布によって、夫の親が主導して息子 夫婦を離婚させるとか、気に入らない嫁を追い出 すというようなことが難しくなったと考えられます。 そして、第3点としては、明治民法公布と同じくし て新しい戸籍法も公布され、これにより戸籍の管理 が厳格になったということです。そのため、離婚に よっていわゆる戸籍に傷がつく、戸籍が汚れること を嫌がるという意識が働き、離婚を躊躇する意識が 強まり、離婚件数を激減させたと考えられます。そ の結果、明治民法公布前の明治30年の離婚率が2. 87であったのと比べると、公布後の32年の離婚率 は1.53とほぼ半減しています。反面、いわゆる「足 入れ婚」とか「内縁婚」という選択をする夫婦が増 え、明治30年代には約20%以上の夫婦が内縁婚 という形態であったとする研究報告もあります。結 局、昭和18年まで離婚率は穏やかに減り続けるこ とになります。

3 戦後の離婚状況 「離婚はタブー」という 束縛からの解放

次に戦後の離婚状況について検討します。終戦 直後は離婚件数、離婚率とも急増していますが、これは終戦により婚姻件数そのものが増加した影響 が大きいと考えられます。この時期に生まれた子ど もたちが、いわゆる団塊の世代と呼ばれることになり、その後の婚姻率、離婚率の増加に多大な影響を 及ぼすことになります。

離婚率は昭和30年代後半からゆっくりと上昇に転じ、昭和50年代後半には婚姻件数、離婚率の減少に影響される形で小さな山を形成しますが、その後、平成14年のピークを迎えるまで急激な上昇に転じています。ここでは、特に最初の緩やかな上昇の要因についてのみ考察したいと思います。

1つは、「離婚はタブー」という束縛からの解放があげられます。明治民法公布によって明治後期から続いてきた、儒教思想を背景とした離婚に謙抑的で良妻賢母を求めるという風潮から解放されたことが大きな理由として考えられます。また、昭和35年から40年頃にかけて、結婚の形態の比率がそれまでの見合い結婚優位から恋愛結婚に転換、逆転しています。同様に、離婚の際の親権者の帰すうについても、この時期に従前の父親優位から母親へと逆転しています。言い換えると、戦後20年の期間を経て、ようやく「家と家との結婚」から「個人と個人との結婚」へと大きく舵を切り出したためと考えてよいでしょう。

2つ目としては、日本の高度経済成長の影響が 考えられます。経済状況が良くなると離婚が増加す るのか、それとも経済状況が不良となって経済的 に逼迫したりする不況時のほうが離婚は増加する のかについては、さまざまな議論があります。日本 の高度経済成長期は昭和29年から昭和48年ま での約19年間といわれています。この間には「神 武景気」や「岩戸景気」、「オリンピック景気」、「いざ なぎ景気」、「列島改造ブーム」と呼ばれる好景気が 立て続けに発生しています。昭和30年代後半の高 度経済成長は、農業、水産業中心の日本の産業構 造を大きく変えることになりました。地方にいた農 家の若者が集団就職等で都市部に流入するなど もあって、いわゆるサラリーマン家族が増加すると ともに、核家族化が進行したことです。核家族化に よって離婚に際しては、実家や親族の影響を受け ずに決断できたこと、逆にいうと、実家からの助言 や支援が受けられない状況で離婚について決断し なければならなくなったという実態があったとも 考えられます。

4 わが国の離婚率の推移

平成29年の離婚率は前述したように1.70と なっています。ピークであった平成14年の離婚率 2.30に比べると若干減少しているとはいえ、最 も離婚率が低かった昭和15年の離婚率と比べる と、3倍近くになっています。また、図2によると、明 治初期の離婚率は平成14年の離婚率を大きく上 回っていることがわかります。帝国統計年鑑では、 明治16年の離婚率は3.39とあります。いずれに しても江戸時代、明治初期は西欧諸国と比較して も離婚大国であったことが統計的に明らかです。さ らに、図2によると明治初期・中期には高い離婚率 であったものが、明治後期になると離婚件数、離婚 率ともに激減していること、大正、昭和初期に至る まで低い状態で推移していました。戦後の状況は 3で述べたように、大きな変動がありましたが、現 在は離婚率は漸減傾向にあります。このように離婚 率は家族観の変化や社会状況、経済状況、法制度 の変化など複雑な要因が相まって推移しています。 今後少子高齢化社会を迎えてさらに離婚率に注目 していく必要があると思われます。

<引用文献>

- 注1 厚生労働省平成29年我が国の人口動態から
- 注2 「お江戸の意外な生活事情」中江克己 PHP文庫
- 注3 「明治の結婚 明治の離婚」 湯沢雍彦 角川選書

コーニンのグループワークグリッド 一グループの力を活かすために—

グループワークは、小集団の相互作用や治療的機能を活用して行う方法ですが、教育、福祉、医療、矯正、非行臨床等の機関で幅広く活用されており、社会的な認知度も高い技法です。集団的ダイナミクスを活用して個人の社会適応能力を高めたり、集団の目標をより効果的にすること等に有効とされています。また、FPIC でも、面会交流の親支援、セミナー、会員研修会等の場面でグループワークの導入を試みています。そこでグループワークの基礎と応用について、大阪成蹊大学教授山本智也さん(会員)に紹介してもらいました。

1 グループワークとは

グループワークは、19世紀後半のYMCAやス カウト、セツルメント運動などの実践の中から生ま れたもので、当初から青少年の健全育成に力を入 れた社会教育的な集団活動といった色彩の強いも のでした。しかし、レヴィン(Lewin,K. 1951) らの グループ・ダイナミクス (力動性)研究によって明ら かにされた知見の影響を受け、グループにおける 相互作用が注目されるようになりました。そうした 流れの中、小集団が持つ治療的機能に着目し、収容 施設入所者、非行少年などに対する治療的グルー プワーク(Therapeutic Group Work) を開拓し たコノプカ(Konopka,G,1963)が「グループワー クは、ソーシャルワークの一つの方法であり、意図 的なグループ経験を通じて、個人の社会的に機能 する力を高め、個人、集団、地域社会の諸問題に、よ り効果的に対処しうるよう、人びとを援助するもの である」と定義づけたのでした。

こうしてグループワークは、教育、福祉、医療など 幅広い分野で多様な形で活用されるようになって います。そして、非行・犯罪臨床においても、様々な 場面でグループワークが導入されています。例え ば、家庭裁判所では試験観察に付された親子数組 を対象として、数日間の合宿生活を行い、自然体験 プログラムや人間関係トレーニングの手法を取り入 れた活動を通して、親子関係改善を図る「親子合宿」 や、少年の保護者が互いに語り合い、支え合う場と しての 「保護者会 」などにおいてグループワークが 展開されています。また、少年院や刑務所などの矯 正施設や児童自立支援施設においては、集会指導、 役割活動、クラブ活動、野外活動訓練といった様々 な活動の中で、集団の中で他者とのつながりや相 互作用を通して、対人関係能力や問題解決能力を 向上させる集団処遇が活用されています。さらに、 近年では、少年院や刑務所などの矯正施設や保 護観察所において性犯罪者処遇プログラム、覚せ い剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム といった特定の犯罪的傾向を改善するための専 門的処遇として実施されるプログラムにおいても グループワークが導入されています。また、NPO などの民間レベルでの薬物依存者の自助グループなどでもグループワークが活用され、さらに、犯罪被害者支援、修復的司法(restorative Justice)(加害者・被害者・コミュニティによる直接的・間接的な対話を通して、被害回復、加害者更生、地域安全を図る司法)など、非行・犯罪臨床においてグループワークの活用の幅は広がっています。

2 多様なグループワークをとらえるために

このようにグループワークは幅広い分野で多様な形で活用されています。そこで、こうした様々なグループワークをどのように見ていけば良いのでしょうか。ここで、コーニン(Conyne R.K 1985)が提示したグループワークグリッド(図1)を紹介したいと思います。

これは、グループワークを行う人のためのハンドブックの中で示されたもので、多様なグループのあり方を包括的にとらえるために作られたものです。

そこで用いられたものが次の2つの軸です。

一つめの軸は、支援者からの働きかけ、すなわち 介入の目的が何かというものです。

その働きかけは、起こっている状況が大なり小なり問題となる状況であるために、その状況を改善することをねらって行われることが目的となっているグループなのか、それとも、起こっている状況は改善を要する状況ではないが、現状よりもさらによりよい状況とするように促すことをねらって行われることが目的となっているのかという違いによって、それぞれのグループのあり方をとらえるというものです。

さらに、この改善か向上かというもののそれぞれに対して、そうした状況のなかにいる人間を対象としているものなのか、それともそうした状況の中で取り組まれているグループによる課題達成を対象としているものなのかということによって、質的に異なるものととらえたことから、改善と向上というそれぞれ介入の目的を、人間と課題という対象で分類しているのです。

二つめの軸は、支援者からの働きかけ、すなわち介入が目指すレベルがどのようなところに強調点が置かれているのかというものです。

なのかということによって、分類しているのです。 とはいうものの、コーニン自身は、それぞれのタ

とはいっものの、コーニグ自身は、それぞれのタイプ間には明らかな区分があると同時に浸透性と流動性もあることを示すために点線で区切られているのがこのグリッドの特徴だと指摘しているように、具体的な個々の活動の中では多様な介入が存在するという点も忘れてはならないのです。しかし、このように個々の活動を明確に位置づけるための指標としてこのグリッドを用いることは、自らの活動の意味、意図を明確にする手がかりになるのです。

3 非行臨床におけるグループワークの位置づけ

そこで、このグループワークグリッドをもとに、 非行臨床におけるグループワークの位置づけを考 えてみることとします。

まず一つ目の介入の目的という点からです。ここで重要なことは、グループワークに取り組む少年を自己成長力のある存在として見るということです。もちろん非行臨床に関わる少年ということで、様々な課題を抱え、改善を要するものがあるということは間違いありません。しかし、少年自身が本来持っている力を認めた上で、その力を発揮できるように、を存在であるということを基盤として、個々の自己成長力を認め、その力をより発揮できるように、支え、応援していくということです。そうした点を踏まえると、非行臨床における働きかけは、向上という目的をもったものとなるということです。そして、その向上も、課題達成という視点ではなく、あくまで一人一人がそれぞれによりよく生きることを

				介入目的の強調点			
			,	改	善	向上	
				人間	課題	人間	課題
_	個	人	タイプ	パーソナリティ 変革	リハビリテーション	人間的成長	技能発達
	IEI	^	例	心理療法	治療的 社会技能	人間的発達	人間関係 技能トレーニング
介入レベ	対人関・	係	タイプ	対人関係 問題解決	再社会化	対人関係的成長	学習
ヘルの	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~ PI	例	カウンセリング	社会的抑制	Tグループ(注1)	体系的 グループ討論
ルの強調点	組	織	タイプ	従業員変革	組織の変革	経営発達	組織の発展
			例	従業員援助	社会風土	チームの発達	クオリティー サークル(QC)
	コミュニ	ニティ 民	タイプ	二次的/三次的 予防	コミュニティ 変革	健康增進/ 一次的予防	コミュニティ 発展
			例	相互援助	行動	人生の過渡期	将来化

図1 コーニンによるグループワークグリッド (コーニン編『ハンドブック グループワーク』馬場禮子監訳、岩崎学術出版1989年)

(注1) トレーニング・グループの略称であり、対話を中心として行われる集中的なグループ体験

目指すというものであり、課題ではなく人間に力点の置かれた働きかけという視点が大切です。

次に、介入のレベルの強調点の点から考えてみ ると、非行臨床におけるグループワークは、一人 一人の個人の成長に重点が置かれた支援の活動 から、他者とのコミュニケーションを促進すると いったねらいをもった他者と関わる場を提供する ことにより、少年が多様な対人関係を経験する中 で、より成長することを期待するという活動、さら には、様々な社会参加活動の場を提供することに より、地域コミュニティの中で、よりよい市民とし て成長するということに焦点を置かれた活動と いったように、単に少年個人のレベルでの働きか けに止まらない多様な活動が展開できます。それ ゆえに、グループワークを行う際には、それぞれの 活動の介入レベルの強調点をどこに置いている のか、つまり、ねらいの明確化が不可欠です。その ことがなければ、それぞれの活動の中で、少年が 何を学んでいるのかということがあいまいになっ てしまうからです。そして、実際の活動の中では、 少年は支援者の意図した目的だけを学ぶという ものではなく、支援者の意図しないことも含めて 多くのことを学んでいるということも忘れてはな りません。

<引用文献>

Conyne,R.K.(1965) The Group Worker's Handbook -Varieties of Group Experience, Charles C Thomas Publisher. (馬場禮子監訳 1989) 『ハンドブック グループワーク』岩崎学術出版社)

人は施設の中では生きられない

ーすべての人が社会の中で共に生きるイタリアの法制度の挑戦-

日本の憲法で国民は基本的人権が尊重され、個人として尊重されることが規定されています。しかし、犯罪者、精神障害者等は社会において被害を及ぼすのではないかとの不安から施設に長く収容され、ややもすると社会から排除・隔離されることはないのでしょうか。今回は諸分野で施設を廃止・閉鎖し、社会内処遇を実施するなど先進的な試みをしているイタリアの法制度について、拓殖大学教授椎名規子さんに寄稿してもらいました。

はじめに

イタリアでは2001年の改正により、養子法の名称 が「子の養子縁組と養育委託に関する規定」から「家 族への子の権利法」に改められました。この改正は、親 のいない子の保護のあり方について示唆される点を 多く含んでいますが、ここでは、とくに孤児院などの子 のための大規模収容施設を廃止・閉鎖した改革につい て考えてみましょう。この大規模収容施設の廃止・閉鎖 の改革は、「人は施設の中では生きられない」という思 想を基礎とし、子の問題だけでなく、さかのぼって障害 者や精神病患者、受刑者などの援助のあり方にも関わ るものです。わが国では、施設収容に対する抵抗が少 なく、ともすれば施設に収容すれば、それで問題が解 決したと考える傾向があります。今回はイタリアの法 制度の基礎にある思想について考え、施設収容に傾 きがちな日本の法制度を問い直すきっかけにしたい と思います。

1 子を施設収容から解放した法制度

イタリアでは、2001年の「家族への子の権利法」により、孤児院などの子のための大規模な施設が閉鎖されました(注1)。子は人と人の愛情の交流により成長すべきであり、規律や秩序維持を重視する施設では、子は健全に成長することができないとされたのです。

かつては、イタリアでも、婚外子や親のいない子どもたちは、施設に多く収容されました。そして当時は施設への収容は好ましいものと考えられていました。その理由は、親の貧困や薬物依存などの家族環境の悪化から子を守るには、子を施設に収容するのはやむをえないと考えられたからです。

しかしその後、子が施設で成長するのは、子の健全な成長の点から問題があるとされ、今回の改正が実現しました。その理由は、子どもが健全に成長するには、親と子の精神的交流により子の愛情の欲求を満たすことが重要であり、その人間的交流が子の知的成長にも役立つとされたからです。施設で子が暮らすことは、施設内の秩序の維持や規律の遵守が重視され、人が生きる環境として、好ましくないとされたのです。その

結果、大規模な施設は閉鎖され、親の保護を受けられない子の保護は、里親制度や養子制度に重点が移りました。

この孤児院等の大規模施設の閉鎖が実現した「脱施設化」のルーツは、精神病患者を閉鎖病院から解放することをもたらした「バザーリア法(通称)」(1978年制定)にさかのぼります。そこで、つぎに「バザーリア法」についてみてみましょう。

2 精神病患者を閉鎖病院から解放した法制度

イタリアは、1978年に法律180号(通称バサーリア法)を制定し、精神病院を解体しました。この法律制定の大きな原動力となったのは、トリエステというイタリア北部の町の精神科医バザーリアです(注2)。バザーリアは1961年に県立精神病院の院長に就任しましたが、そこで見た、拘束具と暴力の支配する精神病院の悲惨さに衝撃を受けました。その後バザーリアは、閉鎖病棟は人間を支配・管理するものであり、精神病患者の治療には役立たないとして、患者を閉鎖病棟から解放することに尽力し成功しました。そして精神病患者の治療を、閉鎖病棟から地域の精神保健サービスに移行させました。そして1980年には、トリエステの県立精神病院を完全に停止し、トリエステは、世界初の「精神病院のない都市」となりました。

3 障害者を社会から排除しない法制度

バザーリアの活動は、精神病患者の施設収容の問題だけでなく、さまざまに社会に影響を与えました。 隔離型盲学校を廃止させ、視覚障害者の一般の学校への統合教育を可能にしたこともそのひとつです。 1970年代のイタリアは、視覚障害者は寄宿舎の盲学校に入学するしか教育手段がなく、そしてそこでの盲学校の教育は、子の才能や可能性を一切認めないものでした。

この隔離型盲学校廃止の運動は、イタリア映画界の盲目のサウンドデザイナーのミルコ・メンカッチの子ども時代の実

話に基づく、映画「ミルコのひかり」によく描かれています。この映画には、障害者が、学校外の盲目の青年たちとのストライキやデモにより、盲学校における隔離教育から解放され、権利を獲得する過程が描かれています(注3)。こうした運動の結果、イタリア政府は隔離型盲学校を閉鎖し、視覚障害者が一般の学校に通える法案を1975年に成立させました。

4 犯罪者を社会から排除しない法制度

バザーリアの改革の影響は刑務所の改革にも及ん でいます。刑罰の目的は応報でしょうか、それても更生 でしょうか。日本法には、この点について憲法や刑法 に規定はありません。しかし日本では、刑罰の目的は、 主として応報と考えられているといえるでしょう。た とえば最高裁判所が裁判員のために作成したパンフ レット 『裁判員制度ナビゲーション(2017年10月改 訂版)』には、刑罰の目的としてつぎのように書かれて います。「殺人、放火、強盗、窃盗などの犯罪は、国民の 生命、身体、財産、生活の平穏、社会公共の秩序といっ た、国民や社会、国家の重要な利益を侵すものです。し かし、犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復した のでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこ で、国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科 すことにより、これらの重要な利益を守っています」。 このように日本では刑罰の目的について、主として応 報と考えているといえるでしょう。

しかしイタリア法では、刑罰の目的は更生であると、イタリア憲法に明確に規定が置かれています。イタリア憲法27条は、「刑罰は、受刑者の再教育をめざすものでなくてはならない」として、刑罰の目的を、応報ではなく更生と規定しています。こうした刑に対する考え方が、死刑制度の廃止にも影響を及ぼしているのでしょう。イタリアではすでに死刑制度は廃止されていますが、死刑による刑罰には、更生や教育はありえないからです。なお死刑廃止論を世界でもっとも早く提唱したとされるベッカリーアはイタリア人の法学者です。18世紀にすでにベッカリーアは、その著書『犯罪と刑罰』において、死刑制度が犯罪の抑止にならないことを述べています。

このように、イタリアでは、刑罰の目的は更生であると位置付け、犯罪者を社会に復帰させることを目的としています。そして、イタリアでは、行政も司法も社会も、犯罪の原因について、社会的困難を抱えることにより犯罪が生まれるという認識を共有しています。そのため、この犯罪者の社会復帰を支援するためのソーシャルワークを中心とした地域システムが整備されています。

イタリアでは裁判所で刑事事件において拘禁刑が確定した後、本人の申請で矯正処分監督裁判所の決定により、拘禁代替刑が決定されます(注4)。そして拘

禁代替刑については、司法、福祉、医療の分野におけるネットワークにより、受刑者をサポートしています。このソーシャルワークを中心とした地域ネットワークによる犯罪者の社会復帰モデルは、バザーリア法を抜きには考えられません。1991年に成立した法律381号は、そのサポートシステムのひとつですが、社会的に困難な立場の人たちを教育や就職面で支援的に困難な立場の人たちを教育や就職面で支援的に困難な立場の人たちを教育や就職面で支援の活動を促進する法です。その社会協同組合の例とした公益法人である社会協同組合には、トリノの刑務所で、2002年から社会協同組合による受刑者に対する就労支援が行われていることをあげることができるでしょう。そこでは、スローフードやフェアトレードの理念にもとづくレストラン経営やビール工場が運営されており、受刑者や元受刑者の職業訓練と雇用の確保のために大きく貢献しています。

5 おわりに

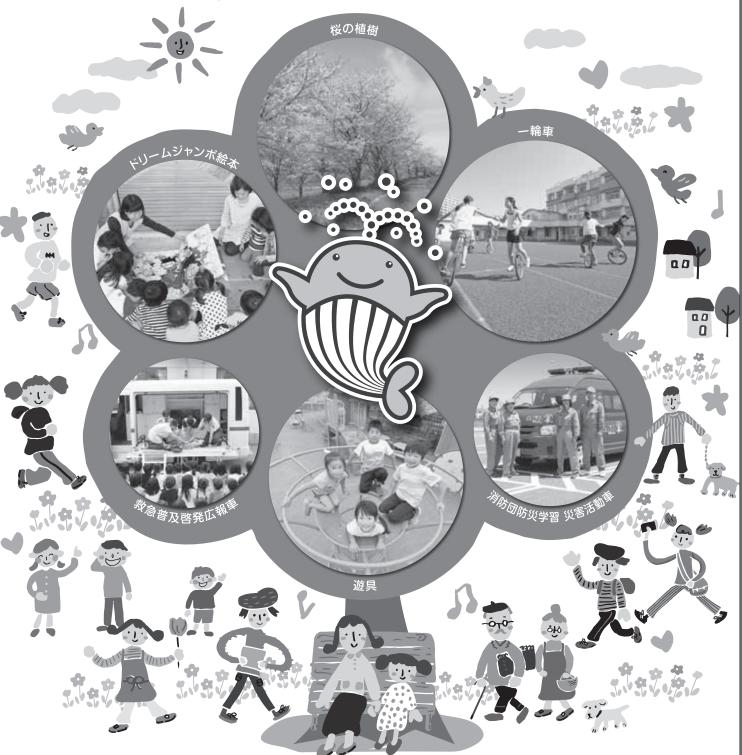
日本では、施設に収容されることを、それほど非人間的であるとは考えません。子どもが施設に収容されることも、健全に運営される施設であれば、問題はないと考えます。子が規律や秩序を学ぶことは必要だと考えるからです。精神病の患者が精神病院に収容されることも、社会に不安を起こさないために必要だと考えます。犯罪者が刑務所に収容されることは、社会の秩序維持のためには必要であると考えます。

しかし施設に隔離して、社会からそれらの人々を排除するという解決でよいのでしょうか。人間が生きるということはどういうことでしょうか。人間が規則に縛られて生きることは、その人が人間らしく生きることを意味しないですし、また社会から排除することは、社会にとっても好ましくないのではないでしょうか。人々を社会から排除しないイタリアの法制度の挑戦は、私たちに多くの問題を提起しています。

<引用文献>

- 注1. 椎名規子「親権制限と未成年養子制度における『子の福祉』一イタリアにおける『家族への子の権利』」専修大学法学研究所紀要35『民事法の諸問題XII』(2010)。
- 注2. 大熊一夫「精神病院にしがみつく日本 司法精神病院も捨てた イタリア」世界2016年1月号265頁、大熊一夫編著 『精神病院 はいらない! イタリア・バザーリア改革を達成させた愛弟子3人 の証言』現代書館(2016)、ジル・シュミット(半田文穂訳)『自由 こそ治療だ イタリア精神病院解体のレポート』社会評論社 (2005)、石川信義『心病める人たち一開かれた精神医療へー』 岩波新書(1990)、トリエステ精神保健局編(小川昭夫訳)『トリエステ精神保健サービスガイド 精神病院のない社会へ向かって』現代企画室(2001)。
- 注3. 立原えりか 『ミルコのひかり』 愛育社(2007)。
- 注4. 浜井浩一『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦』現代人文 社(2013)。

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や 災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

